

新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）感染拡大防止のための久留米工業高等専門学校行動指針

レベルの判断はリスク管理委員会、またはリスク管理室にて協議する。

| レベル | 区分 | 指針*との関係 | 自治体による要請・措置等との関係 | 学生 | 授業 | 課外活動 | 学生寮 | キャリア支援・学生相談 | 教員・技術職員 | 研究活動 | 事務職員 | 学内会議 | 求人对応 | 学外者の入校 |
|-----|--------|-----------------|---|---|---|-------------------------------------|-------------------------------|---|---|---|--|----------------------------------|---|------------------------------|
| 4 | 原則入校禁止 | まん延期 | 新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言もしくは都道府県知事からの非常事態宣言等の発出 | 自宅に待機します。 | 遠隔授業のみを行います。 | 禁止します。 | 閉寮します。 | 遠隔支援のみを行います | 在宅勤務とします。 | 学科長、課長の許可を得たうえで、研究活動維持に必要な最低限の作業、例えば、生物の維持・管理、毒劇物等の維持・管理、基幹インフラの稼働・維持・管理、各種安全確保対策、法令等の義務の順守等、のみに対して教職員の一時的な入校が認められます。 | 出勤して行わなければならない緊急な業務以外は原則在宅勤務とします。 | 遠隔会議のみとし、学内から会議に参加することは禁止します。 | 電子メール、電話、郵便等に限定します。 | 禁止します。 |
| 3 | 制限-大 | 感染拡大期および回復期（早期） | 外出自粛要請 | 自宅に待機します。 | 遠隔授業のみを行います。 | 禁止します。 | 閉寮します。 | 対面支援は特別な場合に限り、出来る限り遠隔支援を行います。 | 原則在宅勤務とします。 | 中止することにより大きな損失を被る研究や、進行中の実験を終了あるいは中断する作業のみを対象に、教職員が実施できます。 | 出勤を可能な限り少なくし、それ以外は在宅勤務とします。 | 原則として、遠隔会議のみを行います。 | 電子メール、電話、郵便等に限定します。 | 原則禁止ですが、事前に許可を得た方のみ入校を許可します。 |
| 2 | 制限-小 | 国内発生早期および回復期 | | 原則自宅待機ですが、事前に許可を得た少人数が対面授業参加のため一時的に登校します。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をして対面授業の人数を制限しつつ、遠隔授業を中心に行います。 | 禁止します。 | 閉寮します。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をして対面支援をしつつ、可能な場合は遠隔支援を行います。 | 感染拡大に最大限の配慮をしつつ、時差出勤あるいは公共交通機関の不利用による出退勤を行います。在宅勤務を推奨します。 | 研究はできますが、感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、実験室での滞在時間を減らし、教職員と許可を得た学生のみが実施できます。可能な場合は自宅での作業を検討します。 | 感染拡大に最大限の配慮をしつつ、時差出退勤あるいは公共交通機関の不利用による出退勤を行います。業務の性質上可能な職務は在宅勤務を推奨します。 | 対面会議は必要最小限とし、主に遠隔会議を行います。 | 電子メール、電話、郵便等に限定します。 | 原則禁止ですが、事前に許可を得た方のみ入校を許可します。 |
| 1 | 一部制限 | | | 感染拡大防止に最大限の配慮をし、一定の条件下で、登校します。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をして対面授業と遠隔授業を行います。 | 感染拡大に最大限の配慮をし、一定の制限を加えた上で、活動を許可します。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をして一部の寮生を受け入れます。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をして対面支援をします。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をしてほぼ通常の勤務とします。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をして研究することができます。可能な場合は自宅での作業を検討します。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をしてほぼ通常の業務をします。 | 原則として、感染拡大防止に最大限の配慮をした対面会議を行います。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をして、電子メール、電話、郵便等での連絡を原則とします。 | 不要不急な訪問を自粛するよう、要請します。 |
| 0.5 | 警戒 | 海外発生期および小康期 | | 感染拡大防止に十分な配慮をして、ほぼ通常の活動を行います。 海外出張は、外務省より感染症危険情報が発出されていない国・地域のみを渡航することができます。 | | | | | | | | | | |
| 0 | 通常 | | | | | | | | | | | | | |

*：指針とは、厚生労働省が定めた新型インフルエンザ対策行動計画・ガイドラインを指します。（参考：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>）

注：本指針は必要に応じて整理・修正します。

問い合わせ先：Tel: 0942-35-9300（代表）、Fax: 0942-35-9307、E-mail: Q.info@ON.kurume-nct.ac.jp